

### 介護支援ボランティア養成講座 参加者募集

まずは学んでみたい」と思う方、実際に活動に参加したいと考えている方など、ボランティア活動に関心がある方はどなたでもどうぞ。

修了者のうち、希望する方はボランティア活動【結い・はりま】に参加することもできます。

#### ▼講座内容(全4回)

- ① 10月7日(水) ボランティア活動の基本、播磨町の介護保険について
- ② 10月14日(水) 認知症の理解と支援
- ③ 10月21日(水) 基礎介護技術(外出、移動の支援)
- ④ 10月28日(水) ボランティア活動の実践を聴く

▼場所 播磨町福祉しあわせセンター

▼募集人数 各コース20人

▼申込み・問合せ 播磨町地域包括支援センター ☎079(435)1841

### 救急医療情報キットを備えましょう

町では、自宅で具合が悪く

なり救急車を呼んだときに、本人の医療情報を正確に伝えられるよう、希望者に緊急医療情報キットを無料で配布しています。

○救急医療情報キットとは?

かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報などを記入した用紙を専用の容器に入れ、自宅の「玄関」または「冷蔵庫」に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動などを行えるよう備えるものです。

○救急医療情報キットの内容

- ・保管容器(キット本体)
- ・ステッカー 2枚(玄関ドア用・保管場所用)
- ・救急医療情報シート
- ・その他、ご本人に用意していただくもの(保険証のコピー、薬の説明書など)

※救急医療情報キットは1世帯に1セットの配布とします。2人以上の情報保管する場合は、救急医療情報シートを人数分お渡しします。

▼申請方法 福祉グループの窓口にて申請(印鑑持参) ※代理申請の場合、委任状が必要です。(申請書は町ホームページからダウンロードで

きます)

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

#### 10月から

### 若年者の在宅ターミナルケア支援事業を開始します

若年者の末期がん患者の方が地域において最後まで自分らしく安心して日常生活を送れるように、在宅生活を支援し、患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的として、訪問介護や福祉用具貸付を対象として、経費の一部を助成します。

▼対象 40歳未満の播磨町に住所を有し、かつ、医師が回復の見込みがない状態に至つたと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要となる方(医師が末期がんと診断した方)

▼助成対象サービス

- ①訪問介護(ホームヘルパー)
- ②福祉用具貸付

▼申請方法 事業の利用に当たっては、利用申請書・医師意見書(意見書の作成料は申請者負担)などの提出が必要となります。申請書様式及びその他必要事項については、10月に町のホームページに掲載します

▼助成額 利用決定後、1カ月あたりのサービス助成対象額は6万円を上限とし、その9割相当額を助成します。なお、助成金については、利用者がいったん、費用の全額を負担した後、請求書などの書類を提出し、審査後支払いとなります

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361



### 救命サポートステーション 制度 AEDで助け愛

公共施設や駅などでAED(自動体外式除細動器)が設置されているのを見かけたことはありませんか。

現在、公共施設以外にも、民間の事業所などでAEDの設置が進んでいます。

またなかで不慮の事故や急病により、心肺停止状態になった場合には、近くのAEDを使用して一刻も早く救命処置を行うことが必要です。

このようにときに、AEDを設置している事業所に応急救護所の役割を担ってもらうのが「救命サポートステーション」制度です。

が「救命サポートステーション」制度です。

住民の救命に協力する意思がある事業所などに標章(ステッカー)などを交付し、周知することにより救命率の向上を図ります。

加古川市消防本部では、この趣旨に賛同いただける事業所などを募集しています。

▼標章交付要件 加古川市、稲美町、播磨町に所在し、次のすべての要件に該当する事業所

- ①AEDを設置して適正に維持管理していること
- ②救命講習などを終了した者が勤務しており、迅速かつ的確な応急救護体制が整備されていること
- ③業務時間内の緊急時にAEDを速やかに提供でき、使用後は事業所などの責任において整備できること
- ④広報紙及びホームページなどで公開することについて同意していること

▼申込み 加古川市のホームページが、各消防署にある申請書に必要事項を記入し、消防本部警防課へ提出してください

▼問合せ 加古川市消防本部

### 警防課

☎079(427)6539

### 差押え不動産を公売します

▼日時 10月20日(火) 午前10時~10時30分

※午前10時20分までに公売保証金を納付する必要があります。

▼場所 播磨町役場 第2庁舎3階会議室1

物件	売却区分	27-1	27-2
所在地	土地	加古郡播磨町宮北1丁目	加古川市平岡町土山
	家屋	宅地 110.55㎡ 木造2階建 登記 延床面積77.47㎡ (※居住者あり)	宅地 57.30㎡ 木造2階建 登記 延床面積58.37㎡ (※居住者なし)
見積価格	土地	4,278,000円	1,611,000円
	家屋	430,000円	170,000円

▼公売参加資格 法令の規定により買受人となることのできない人を除き、公売保証金を納めればどなたでも参加できます

※見積価格及び公売保証金な

### 土地の先買い制度

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度とは、県や市町などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

土地を有償譲渡する場合に、土地の所在する市町長に届け出なければなりません。なお、届出は土地を譲渡しようとする日の3週間前までに行ってください。

届出をしない、または虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。

届出が必要な面積については、次の通りです。

・都市計画区域内の都市計画施設の区域内などの土地 200

平方メートル以上

・前述以外の都市計画区域内の土地で市街化区域内の土地 5千平方メートル以上

また、地方公共団体などに対して、土地の買取りを希望される場合には、申し出をすることができま

▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366

### 土地取引の届出をお忘れなく

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に町を経由して知事に届け出なければなりません。(国土利用計画法に基づく届出制度)届出が必要な面積については、土

## 年金

### 国民年金保険料「5年の後納制度」が平成27年10月1日より開始します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581 加古川年金事務所 ☎079(427)4743

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことのできる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年に限り特例として開始されます。

国民年金保険料は、納期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去5年間の納め忘れた保険料については、この制度を利用することにより、納付できなかった期間の保険料を納付することが可能となります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

交通情勢調査は昭和3年からおおむね5年ごとに実施している全国的な規模の調査であり、道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについて基礎資料を得ることを目的とし、道路の状況や自動車をお持ちの方を対象にしたアンケート調査による、自動車の利用実態に関する調査を実施します。

なお、アンケート調査は、自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出されたご家庭に調査票を配布しますので、調査へのご協力をお願いします。

▼問合せ 国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 企画課 ☎078(334)1600